

平成30年1月23日

「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス（改定案）」の公開

公益社団法人日本年金数理人会
財政運営実務基準委員会

非継続基準抵触に伴う特例掛金の算定に関し、「「規制改革ホットライン」で受け付けた提案及び所管省庁からの回答」が内閣府から示されたことを受け、確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスの改定案を取り纏めましたので、公益社団法人日本年金数理人会実務基準等運営規則第3条に則り、ここに公開いたします。

本案についてご意見がありましたら、平成30年2月6日までに当委員会へ書面（原則として電子メール）にてご提出ください。

また、ご提出いただきましたご意見につきましては、氏名を含め公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、予めご了承ください。

（書面提出先）

E-mail : mitann#208@jscpa.or.jp

FAX : 03-5442-0700

郵便 : 108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビルB1F

以 上

■改定案

第4節 財政検証

<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(3) 積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <p>①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）</p> <p>ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込額 （法第63条、規則第58条）</p> <p>・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額×{(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}ⁿ - 前年度最低積立基準額×{(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}ⁿ + 当年度最低積立基準額」(☆)（ただしn=20）</p> <p>(略)</p>	<p>・左式の翌年度予定利率は、適正な年金数理や継続性の観点から設定されるものであり、当年度予定利率や判明している翌年度予定利率を用いることなどが考えられる。</p>
--	---

■現行

第4節 財政検証

<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(3) 積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <p>①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）</p> <p>ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込額 （法第63条、規則第58条）</p> <p>・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額×{(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}ⁿ - 前年度最低積立基準額×{(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}ⁿ + 当年度最低積立基準額」(☆)（ただしn=20）</p> <p>(略)</p>	<p>・財政検証時に翌年度予定利率が判明していない場合は、<u>翌年度予定利率＝当年度予定利率として左記額を算定することができる。</u></p>
--	---